

2014年4月1日  
エンプロイ株式会社

### 景品表示法に基づく措置命令への見解

2014年3月27日に消費者庁から『景品表示法に基づく措置命令』が発表されました。当社商品『空間除菌ブロッカーCL-40』『空間除菌ブロッカーズピン CL-90』に対してのお問い合わせを、お客様、お取引様よりいただいております。

つきまして、当社としての見解は、以下の通りです。

#### 措置命令について

3月27日付の措置命令においては、当社および当社商品『空間除菌ブロッカーCL-40』『空間除菌ブロッカーズピン CL-90』は対象となっておりません。

#### なぜ措置命令が下されたのか

今回の措置命令を受けた17社25商品は、合理的だと思われる実験結果がなく、誇大な表記を行ったことが原因となっております。文献によると二酸化塩素に『除菌・消臭力がない』ということではございません。

#### これまでの経緯について

昨年3月30日に、国民生活センターから『首から下げるタイプの除菌用品の安全性』が発表され、当社商品『空間除菌ブロッカーCL-40』は無刺激商品として紹介されています。

#### 二酸化塩素について

二酸化塩素には除菌・消臭の力があることは、当社が依頼した第三者機関における実験により明らかになっています。また消費者庁の会見の際にも「二酸化塩素自体には除菌効果が認められる」としています（朝日新聞3月28日付紙面または朝日新聞デジタル3月28日付（記事 URL：<http://digital.asahi.com/articles/DA3S11053317.html>）を参照下さい）。

#### 今後について

当社では今回の措置命令の対象とはなっておりませんが、今回の措置命令の発表を受け、実験結果や方法、商品への表示について関係諸官庁と協議を継続し、真摯に対応させていただきます。

以上